

公明党

せのう 孝夫 市政報告 Vol. 57



声を かたち に 夢を くらし に

令和7年第2回定例会における通告質問では、3点に亘り取り上げました。6月議会は9名の議員が行政一般通告に臨みました。議員に与えられた権利の行使であり、一方で使命と責任感の表れと捉えています。その上で肝心なことは、如何に市民のニーズに沿った提案ができるかであり、何気ない対話や交流の中からも衆望を感じ取り、政策に繋げていきたいという思いで、アンテナを高く自らの受信機を磨いて参る決意です。

6月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

1. 電子投票の導入

電子投票とは、現在行われている紙の投票用紙を使用する代わりに、タブレットなどの電子端末を利用して投票するものです。

電子投票は2002年2月に施行された電磁的記録式投票特例法に基づき、地方選挙への導入が可能になり、同年6月に岡山県新見市が全国に先駆けて実施しました。数時間かかる開票作業は電子投票分のみでは僅か25分で済み、普及への期待が高まりました。

しかし、翌 2003 年の岐阜県可児市の市議会選挙では、電子投票機器の異常により投票が一時中断するトラブルが起きました。そしてこの選挙結果は最高裁の判断で無効とされ、電子投票の信頼性が揺らぐ事態となってしまう、こういった経緯から電子投票の導入に二の足を踏む自治体や事業者が相次ぎ、此の事案以降、全国的に導入が停滞したという経緯があります。

もう一つの課題として、電子投票を適用できるのは地方選挙に限られているという点です。

その様なリスクや問題点はありますが、近年の技術開発により、汎用型のタブレットの利用や、アプリを活用してアップデートが望めるほか、従来の電子投票機器に比べ維持費などを抑えられる効果もあります。

電子投票はタッチペンを使って画面に表示された候補者名を選ぶだけで簡単。手書きが困難な有権者の投票を容易にし、一度選んだ候補者を選び直すこともでき、又は投票せずに終了することも可能で、鉛筆で書くより格段に快適です。投票と開票集計の一連の作業を、電子端末を用いて行えるのが特徴で、これによって開票作業の効率化や書き間違いなどによる疑問票、無効票の解消といった多くの利点があります。

選挙管理委員会に対して、電子投票の導入を強く求めるものであり、その見解を質しました。

答弁：

平成 14 年 2 月 1 日に「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」が施行されたことにより、地方選挙に限り電子投票を導入できるようになりました。

電子投票には、開票作業に係る職員の数を減らせること、開票時間が短縮できること、疑問票が解消され、無効票が無くなるなど様々なメリットがあることは承知しています。

一方で、機器やシステムの安全性、安定性に疑問があること、電子投票端末における視覚障がい者への配慮が不十分であること、また、電子投票がまだ全国的に普及していないため、費用が高額となるなどデメリットもあります。

また、電子投票を適用できるのが地方選挙のみとなっていることから、国政選挙と地方選挙が同日に執行される場合は、電子投票と紙による投票を同時に行わなければならないなど運用面でもデメリットが生じます。

そのようなことから、総務省が発表している「電子投票の実施状況」では、平成14年に法が施行されて以降、電子投票が実施されたのは令和6年12月までに全国で26例のみと低調になっており、千葉県では導入事例はありません。

館山市選挙管理委員会としては、今後、他団体の動向等を注視していきます。

解説：

四條畷市で導入

20年に総務省が電子投票システムの運用指針を見直して、市販のタブレットの活用を認めたことによって、四條畷市では汎用型が初めて使われました。従来の機器に比べて維持費が抑えられ、アプリを活用してアップデートも可能になります。総務省は加えて、昨年には音声案内表示を必ずしも求めないとししました。これによって、導入のハードルも下がったと言えます。そこで、四條畷市と同様の電子投票システムの導入費用はどれくらいなのか聞いたところ、およそ4500万円ではないかと答弁されました。

館山市選挙管理委員会では、電子投票の導入は静観する旨の答弁がありました。デメリットも多くあることは、本質問でも述べた通り承知しています。そういうことから2016年の青森県六戸町議選での実施を最後に途絶えておりました。

しかし今回、四條畷市では復活したわけです。そこに注目し、その経緯を確認する意義は大きいと思います。電子投票を実施する契機となったのは無効票の多さでした。結果は、見事に解消しました。疑問票や無効票はゼロになり、選管では、選挙の本来の目的である有権者の意思を正確に反映できたことが一番大きかったと総括しています。

市議会の承認

電子投票の導入には一時的に経費がかかったとしても、1回の選挙毎に人員と時間が削減できます。これらが蓄積されてくれば、大きな経費の節約につながるといった利点があります。

電子投票は手書きより楽だし、間違いもなかったことが立証されています。それらを四條畷市議会が評価したことで、電子投票を導入する条例と関連費用を盛り込んだ補正予算が認められ、実現に至ったわけです。実は、四條畷市では職員の働き方改革に乗り出しています。刮目すべきは、選挙業務にも応用しているところです。選挙の開票作業では多くの職員を必要とし、深夜に及ぶことも珍しくありません。電子投票によって開票の人員は大幅に削減でき、開票時間も短縮できれば実質的な職員の働き方改革につながります。

このような事案を見ていくと、電子投票導入に関する議案が執行部側から議会に提出された場合には、館山市でも熟議に値する案件であろうと想像します。選管として周りの自治体等の動向を見守ると答弁されてはいますが、前向きに注視しているということでした。

健全な投票内容を目指す

そもそもの話ですが、全国の選管事務局の半数以上が電子投票の実施に前向きだったと、東北大学大学院がかつて行った調査では示されています。2002年に全国で初めて実施した新見市での開票時間は25分だったということで、多くの自治体が、その魅力を感じていたからです。

改めて、四條畷市におけるメリットを列記すると、まず実際の投票では、市民は候補者名を書くより簡単であり、手書きが困難な方でも投票を容易にします。それから投票と開票、集計について

も一連の作業を電子端末を用いて行えるのが特徴で、間違い等による疑問票・無効票は0となり、開票所の人員は前回の88人から27人へと大幅に減らせたことで効率化につながりました。

無効票の解消は、本来の投票のあるべき姿です。せっかく投票所に足を運び、実際に投票されたにも関わらず無効票が多く存在することは心を痛めます。そこが解消できるだけでも、本来の投票の目的が達成されたと言っても過言ではないと感じます。

将来に繋がる取り組み

一方、投票所では端末の操作方法の案内のために従来より人員を増やさざるを得ず、これは変更に伴う経過措置としてやむを得ないものです。開票に要した時間については、4年前の前回と比べると市長選は変わらず、市議補選は20分の短縮程度で、大幅な短縮とならなかったのは立ち会人への丁寧な説明を行ったことが要因で、慣れてくれば大幅な時短も見込めるものと思います。

また、現在では導入されていませんが、投票所に足を運ばずに、インターネットを經由して投票を行うネット投票の可能性についても今後、議論されると思いますが、このネット投票と電子投票とは異なるものの、その実現に向けて電子投票の技術は欠かせないものとされています。

端末を導入するための費用はかかりますが、人件費の削減や開票時間の短縮など、職員の働き方改革にもつながりますので、電子投票への経費は支出だけの一方通行ではありません。これら将来を見据えた取り組みとしても、もっと目を向けるべきであるということを示唆しています。

2. 公民館利用への利便性

(1) 「予約受付」開始期間の前倒し

本市では、一般的に2ヶ月前からでないと受け付けてもらえないという決まりがあります。定期

開催を継続している団体では、概ね年間スケジュールを組んでいます。例えば3ヶ月単位で公民館を使用したい場合、現行では2ヶ月先以上の予約を取ることができませんので、1ヶ月後にまた予約のために窓口に行かなければなりません。

また、場所が確定する2ヶ月前までは正式な開催通知を公表することが出来ませんので、お知らせする側も参加する側も、大変な不便を強いられます。これらは、予約できる期間が長く設定されてさえいれば解決できる問題でありますので、半年程度の延長を求めました。

答弁：

第1点目、公民館の予約受付の開始時期を前倒しできないかについてですが、公民館の使用許可申請は、「館山市公民館条例施行規則」の規定により、市内の学校教育機関や社会教育関係団体等の利用は2か月前の初日から、それ以外は2か月前の10日から受け付けを行っています。

ただし、規則には、各種の展覧会や各種大会の開催のために使用する場合は、6か月前の初日から申請書を提出できるとの規定もある事から、これに該当するイベントは、別枠で6か月前から受付を始めています。これは、多くの市民に参加してもらうためには早めの周知が必要で、それが市民の利益につながる事から設けられた規定です。

公民館を一番利用しているサークル活動の方たちは、今の2か月前の初日から利用申請するというサイクルに馴染んでいて、それを変える事はかえって混乱を招く可能性もあるため、現行のシステムを変えるのではなく、早めに開催会場を決めたいイベント等については、その目的・必要性から判断し、6か月前という現行の規定の中で判断する事が適当だと考えます。

解説：

「社会教育法」の第23条の2

そもそも今回の質問は、公民館利用に関係しますので、学習等共用施設という枠組みからの議論となります。公民館の設置と運営は「社会教育法」の第23条の2に基づいています。その定義には、公民館は住民のために、地域生活に即した教育、学術、文化に関する事業を行い、住民の教養向上や生活文化の振興に貢献することを目的とすると定めています。

つまり住民の教養向上、健康増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する

こととしています。また公民館は、設置及び運営上必要な基準については「公民館の設置及び運営に関する基準」の中に10条建てで定められています。この基準を踏まえる必要があります。

自治体の裁量

受付期間について「館山市公民館条例施行規則」では、学校教育や社会教育関係は2か月前の初日から、それ以外は2か月前の10日からとあり、また、各種の展覧会や各種大会では6か月前からと規定されているとありました。それらを統一して、半年や一年前から予約できるようにすれば使い勝手が良くなるのは明らかです。

大掛かりなイベント的なものは半年前になっていますが、定期開催を行なっている団体等にとっては、早めに予定が組めることへのメリットは同じです。予約期間が長くなると、早く予約した団体が失念の可能性もあるといった懸念の声も訊かれましたが、予約者にとっては必要に迫られての予約であり、それらは全くの杞憂と断ぜざるを得ません。また、無断キャンセルであれば有料にするなど対策を講ずれば良いことです。

「公民館の設置及び運営に関する基準」の第7条（地域の実情を踏まえた運営）には、「開館日及び開館時間の設定の工夫を行い、地域住民の便宜を最大限に図るよう努めるものとする」とありますので、自治体の裁量が認められていると理解できます。予約を早めることに問題はないと考えますし、2ヶ月前にこだわる理由も、予約期間の違いを何種類も用意する整合性も見当たらないと思います。

予約方法にも利便性を

次に予約の仕方ですが、現在は直接、窓口に行って予約受付をしなければなりません、サークル登録をしていなくても、定期開催を励行している団体（所在が明確になっている団体）であれば電話やメール等で受付手続きの簡素化を図れないでしょうか。

公共施設の利用に関しては、受付方法にしてもアナログ対応だけでなく、もっと多くのツールを検討するなど、担当部局は利用者目線を養う努力が求められると感じています。

（２）使用目的による料金の設定

令和7年度から公民館等の使用料が改定されました。館山市の財政状況からも、個人的には今回の公共施設の料金改定には賛成です。その上で、使用する団体等の内容や目的によって使用料金に段階を設ける事も必要ではないかと感じます。

具体的には、次項3で取り上げます「こども食堂」など、社会貢献を目的とするボランティア活動等については通常料金から割り引くといった優遇措置も検討すべきではないかと考え、見解を伺いました。

答弁：

第2点目、使用料金の優遇措置についてですが、使用料の減免としては、規則の規定により、市内の社会教育関係団体がその活動目的に使う場合は、50%減額するという優遇措置を取っています。

これは、公民館が単に部屋を貸すだけでなく、社会教育活動を推進する事を一番の目的とした施設であり、そうした活動を活性化するために、使い易い料金設定としているもので、その優遇措置を受けられる社会教育活動団体として認定する意味から、サークル団体に登録してもらう制度をとっています。

ボランティア活動団体であっても、サークル登録して頂き、社会教育活動としてのボランティア精神を広める活動をして頂ければ、使用料金の優遇措置を受ける事は可能となっています。

解説：

減免措置の条件

公民館使用に際して減免等を定めた「館山市公民館等でのサークル活動について」という書類があります。登録を行うためには、別紙サークル活動調査票、サークル員名簿、会則を提出していただき、その上で「本基準に定める内容を満たしている場合は、公民館等の使用料の減免対象となる」と書かれています。

ボランティア活動にも多くの種類がありますが、「こども食堂」については優遇措置の対象となり得るのかと質問したところ、対象になるとの見解を示されました。しかし、以前は減免措置であったものが、現在は担当者によって見解が違ふようだという子ども食堂を運営し「菜の花ホール」を利用していた代表の方からの指摘もあり、今後確認していきたいと思います。つまり、客観的な基準のもとでの是非が大事であって、担当者の見解など、感覚による判断であってはなりません。ここは、今後明確にしていきたいと思います。

「公民館の設置及び運営に関する基準」

「公民館の設置及び運営に関する基準」の第3条には「学習拠点としての機能」が謳われており、要旨を抜粋すると「公民館は地域の学習拠点として、学習ニーズに対応し、多様な学習機会の提供に努めるものとする」とあります。

第4条には「家庭教育支援拠点としての機能」が明記されています。

第5条には「奉仕活動・体験活動の推進」とあり、ボランティア活動をはじめとして、ここに子ども食堂が含まれる要件があると読み解けます。

さらに第6条では「学校、家庭及び地域社会との連携」が書かれており、(3)には参加体験型

事業の実施とあります。こども食堂は立派な「公民館活動」として成立します。

自由度のある公共施設としての使命

今後、公民館も再編や集約が求められますし、公民館運営審議会でもその議論が進められていると推察します。今ある公民館を、将来的には多機能型、多目的型に、それから今ある数を減らした上で施設の充実と大型化を目指すのが理に適っています。そこで重要なのは、公民館の在り方を、行政自身が能動的にグランドデザインしていくことだと思います。

学習等共用施設という枠組みから見るので理念が先行して、「子ども食堂」をはじめ様々な活動について個々に“合法か外れるか”といった、ある意味不毛な疑問が生じます。その様な観点から、公民館イコール学習等共用施設というカテゴリーで括らずに、自由に利用できる公共施設という位置付けを模索してみることも重要かと思います。

狭義の制約から解放されることで、かえって使い勝手が良くなり、公益性やボランティア性が認められる団体の増加も考えられ、これまで以上に公共施設の利用が増える可能性もあるのではないかと期待します。

3. 「子ども食堂」への行政支援

全国規模で広がりを見せている「こども食堂」ですが、歴史は浅く 2012 年東京大田区で誕生し、それ以来増加し続けており、現在は全国で約 10,000 カ所以上にのぼっています。

こども食堂とは、子供が無料または安価な料金設定で 1 人でも食事ができる食堂です。開催単位は月 1 回程度から、365 日 3 食を提供しているところもあり、数人の対象者から、毎回数百人規模

で集まるところまで実に多様です。

こども食堂の本来の目的は、子供の貧困対策として食事を提供するものと理解していますが、現在では豊かな食材による食育であったり、また、子供に限定する事なく、孤食の解消や地域交流の場作りであったりと、大人も対象とした広がりのある活動が主流になりつつあります。名称も「地域食堂」「みんな食堂」など多様性に富み、市内でも複数（およそ5か所）を確認しています。

この様な取り組みに対して、ボランティアや寄付等で支援したい、又は興味を持ち自分でも始めてみたいと希望される方も多くいます。

千葉県では、関心を寄せる人のために「千葉県こども食堂サポートセンター」という支援機関を設置し、電話・面談等による各種相談に対応しているほか、こども食堂に関わる団体が円滑な運営を行うための支援を行っています。

しかし、市内や近隣で活動されておられる方は、基本的には民間の自主的・自発的な取り組みとなっています。そこで、二点について質問しました。

(1) 「子ども食堂」への評価

本市として「こども食堂」の活動を、どの様に評価・認識されておられるのか。

答弁：

第1点目、市として「こども食堂」の活動をどの様に評価・認識されてるかについてですが、こども食堂は全国的な広がりを見せ、当初はこどもの貧困対策として食事を提供することを目的に動き始めたものが、今では形を変え、幅広い意味合いを兼ね備えた居場所としても発展してきていると認識しています。

このことから、高齢化・人口減少が進み、地域・家庭といった生活領域における支え合いの基盤が弱まる中で、こども食堂は、地域共生社会を推進するうえで有効な取組であると考えています。

令和6年度に開設しました『ぬくもり食堂』は、館山市が社会福祉協議会へ委託している包括的相談支援事業のアウトリーチを通じた継続的支援の中で、高齢者の生きがい・や

りがい作りの場として、自発的な活動希望があり、社会福祉協議会と連携したサポートを行い、開設に至りました。

現在、『ぬくもり食堂』が、自立し活動している中で、困りごとや何らかのサポートが必要な場合は、社会福祉協議会が可能な範囲でサポートを行う考えであり、また、他の団体につきましても、ボランティア活動の自主・自立性を重視・尊重したうえで、必要なサポートを行うという形で携わっていきたいと思います。

館山市としましても、こどものみならず高齢者の活躍の場、多世代の交流の場となることに期待をしています。

解説：

行政支援の角度

こども食堂に関して、行政としていかなる支援が考えられるか、という角度で取り上げました。

答弁では「ぬくもり食堂」が社会福祉協議会と連携したサポートにより活動している旨の話に触れられており、結構なことだと思いました。そこで、こども食堂への行政支援について、様々な視点から質しました。

「こども食堂」を「利用したい人が利用できる」システムの構築

こども食堂を利用したい人が利用できる様なシステムの構築が重要だと思います。この点に関して、行政としての支援またはサポートのあり方、その可能性といったものを取り上げました。

◎ 団体リスト（市内・安房地域等）の作成・公表への支援

利用したい人は、まず情報が必要になります。具体的には市内にどのような団体があるのかといった、こども食堂の団体リストなどがあると便利で分かりやすいと思います。

◎ こども食堂の開催日時など情報提供を支援

そして、その所在などが分かる団体リストとか、併せて、開催日時などの情報を行政として市の

公式ライン等で公表等の支援について取り上げましたが、今後に期待したいと思います。

◎ 子供、子育て世帯等とこども食堂とを繋ぐ支援など。

また、子育て世帯とこども食堂を繋ぐなどの情報支援も必要ではないでしょうか。

「こども食堂」を「運営する団体」への行政支援

現在、実際にこども食堂を運営されている団体への直接的な支援は難しいかもしれませんが、将来へ向けた展望も期待します。

◎ 活動資金・食料調達への援助

直接的には活動資金や食料調達への援助が重要です。活動資金等は、社会福祉協議会が相談窓口になっています。食糧支援はフードバンクや、農産物生産者とこども食堂が連携して、支え合っていけるシステムの構築が求められます。なお、実際に動き始めていますので、将来を見通すと、双方に代表の窓口を明確化していくことが円滑な運営には必要不可欠でしょう。

◎ 居場所（各種公共施設の会場提供と使用料金の減免）の提供

「(2) 公民館の利便性」でも触れましたが会場の提供、使用料の減免などの協力が求められます。

◎ こども食堂を増設し、設置場所の地理的不均衡の解消へ向けた取り組み

利用したい人にこそ支援が行き届く様にすることが大事ではないかと思います。それには、たとえ小規模であっても多く存在することが理想であり、設置場所の地理的不均衡の解消へ向け、こども食堂を設置・運営される方の増加を図る取り組みが求められます。

(2) 千葉県「こども食堂サポートセンター」を市などで設置

千葉県が行なっている「こども食堂サポートセンター」を、身近な市または安房地域単位で設置できないものか、確認しました。

答弁：

第2点目、千葉県が行っている「こども食堂サポートセンター」を、身近な市または安房地域単位で設置できないかについてですが、このような相談窓口が身近に設置されることで、こども食堂の取組が促進されることも期待できますが、人口規模が大きく、こども食堂の活動が活発に行われている地域とは実情が異なる中では、まずは館山市でできることに取り組んでいきたいと考えています。

解説：

「こども食堂」を「応援したい人」への行政の対応

子ども食堂が全国的に広がった理由は、崇高な理念に共感された人が多くいらっしまったという事実に他なりません。ただし、子ども食堂が相当数存在し、さらに増え続けている一つの背景には、活動を資金的、あるいは人的に応援してくれる多くの人の存在が考えられます。

一方で、その調整役を担う機関も必要不可欠です。それが本質問でも触れました「千葉県こども食堂サポートセンター」の存在であり、極めて重要ではないかと感じています。

具体的な事業の内容として5項目あります。

- (1)地域ネットワークの構築及び運営支援
- (2)こども食堂の立ち上げや活動の継続等にかかる支援
- (3)寄附金、食材等の物資及びボランティア等の調整支援
- (4)こども食堂ネットワーク会議の開催
- (5)こども食堂に関する情報提供

◎ 寄付やボランティアを希望する方の受け皿として、支援窓口の設置

千葉県こども食堂サポートセンター」の様な支援窓口の設置を行政が担えないか、または子ども食堂ネットワークを構築して、代表窓口を明確にするなどが求められると考えます。

◎ こども食堂を応援したい企業・団体（とのマッチング支援）を発掘支援

「こども食堂」の立ち上げや、地域ネットワーク構築等の相談を受付け、必要に応じ、現地に赴いて相談支援を行う機関の設置と明確化。

現状では、「こども食堂」を運営されている方と、何らかのつながりがある方からの支援が多いのではないのでしょうか。全く縁がなくても、事業に共感を持ち、応援したい人を受け止める機関が必要であろうと思います。

CSR 活動（企業の社会的責任）

今、企業の CSR 活動が注目されています。CSR 活動とは企業の社会的責任と言われるもので、「企業は利益だけでなく、環境や人権などに配慮し、社会に貢献していくことが求められる」などと定義されています。つまり社会貢献活動として、子ども食堂やフードバンク等へのご支援を検討している企業は多く存在すると推察します。

こども食堂を応援したい企業・団体とのマッチング、または発掘へ向けた支援ができないものかなどについて、今、行政ができることには限りがあると思いますが、将来を見据えて、少しずつでも応援できることを増やして欲しいと願います。

戦後 80 年に想う

日本人の 9 割が戦後生まれとなり、戦争体験者の生の声が聞けなくなりつつあります。私の父は

兵士として中国に行き、母は横浜で空襲を経験しています。戦地に行ったことや焼夷弾から逃げ回ったことなど淡々と話してくれましたが、あまり多くを、そして詳しく語ろうとはしませんでした。両親とも、戦争の悲惨さを極力思い出したくなかったものと想像します。太平洋戦争での戦死者は軍人、民間人を含め 300 万人以上と言われております。また、世界で唯一、日本は二度の原爆を体験しています。この大戦から学んだことは、戦争は絶対悪であり、戦争を回避するのも突き進むのも、全ては政治の責任であるということです。従って、私達の責任としては、政治を監視していくことではないでしょうか。

今年は第 27 回参議院選挙が執行され、自民・公明両党は大敗を喫しました。連立政権は衆参共に過半数の議席を獲得できず、少数与党となりました。政治とカネの問題への対応や、バブル崩壊以降、長年に亘り賃金上昇に至らず、景気は低迷を続け、近年の物価高騰に対する苛立ちなど、多くの有権者が政権に対して怒りを現したものと推察します。これら諸課題は将来の日本の為に、政治の力できちんと結果を示していくことが重要です。

今回の選挙結果は、与党だけでなく既存の野党勢力も伸び悩み、新興政党が大躍進を遂げました。SNS を効果的に活用するなど、選挙戦略の成功も囁かれています。投票率も上昇したことから、若者を中心とした無党派層の中で、これまで選挙に行かなかった人達をも獲得できたのは、既成政党には無い何か新しい期待感の表れであったろうと思います。

一方で何を訴えていたかと言う点については、憲法や核の捉え方、または分断か協調かと言った根本的なところで、極端とも取れる主張を展開していた様にも感じます。それでも若者や無党派層の支持を集めた背景を考えた時、戦後 80 年という時の経過が平和意識にも変化を及ぼしているの

だろうか、それとも他に要因があるのだろうか、素朴な疑問が残りました。

新興政党が躍進したことで「多党化の時代」を迎えました。懸念するのは政治の不安定化です。物価高対策一つ取ってみても、消費税の税率を下げるとか廃止するとした主張が、国民から支持された様に見えますが、消費税は社会保障費を支える財源であり、仮にそれを減らすのであれば代替財源はどうするのか、そこを明確に示した政党はあったでしょうか。

政策に裏付けがなければ責任ある主張とは思えませんし、選挙の演説等は理想や目先の利益だけを語るものでもないと思います。では、選挙公約に掲げた消費税率を、本当に下げられるでしょうか。客観的に、その実現性は非常に難しいとみています。医療・介護・子育て等の費用は増大し続けているからです。公約に掲げた政策が実施されなければ、決められない政治として国民から信用を失いかねません。しかも、その不利益を被るのは国民自身です。

また、3・11の様な大災害や日本を取り巻く周辺国に軍事衝突などが起きた場合、多党化時代に突入した今、正しく荒波を乗り切れるか大変不安を覚えます。ロシアとウクライナ、イスラエルとパレスチナでは、今現在も実際に戦争が行われています。日本が戦争に巻き込まれないという保証は、何処にもありません。如何なる事案が発生しようとも、外交を強化し、国際協調路線を着実に冷静に進め、過たず恒久平和へ向けて舵をとり続けていってほしいことを恒久的に望みます。

日本が戦後80年を迎え、核の保有や、戦争を容認するような言動が、国会の中であってはならないと思います。繰り返しますが、私達、国民一人一人が政治を監視していきましょう。

無料法律相談（主催：公明党千葉県本部）

令和7年（団体名：菜の花会）館山市の開催日程
令和7年は1月、4月、7月、10月の年4回の開催を予定しています。

会場：菜の花ホール（※ 確定ではありません）〒294-0045 館山市北条 1735
※ 会場につきましては、2か月以上先の予約ができないため、担当議員にご確認ください。
日時：10月14日（火）
時間：13時から17時まで お一人（1組）30分単位（8枠）
お気軽にご利用ください。
事前予約が必要です。安房3市の各公明党市議へご連絡をお願いします。
館山市：瀬能 TEL（携帯） 090-7276-0903